

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 6 日 (火) 第 538 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の指針案の縦覧 (2件) (自然保護課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催公告 (自然保護課取扱い) 6
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6
- 鹿児島県公報第526号 (令和6年6月25日付け) の一部訂正 (※) (義務教育課取扱い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 582 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案 (7において「指針案」という。)を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 鳥 獣 保 護 区 の 名 称

溝ノ口洞穴鳥獣保護区

2 鳥 獣 保 護 区 の 区 域

曾於市財部町下財部地内における市道高塚線、曾於市民有林70林班ア準林班012小班及び同民有林70林班ア準林班005イ小班の三方界を起点とし、同点から市道高塚線を同市道、同民有林70林班ア準林班009小班及び同民有林71林班ウ準林班085小班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林70林班ア準林班009小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班006小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班006小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班008小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林71林班ウ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班109小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林70林班イ準林班109小班との境界線を同境界線と曾於市林道岩穴線との

交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班002小班、同民有林70林班ア準林班008小班及び同民有林70林班イ準林班087小班的三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林70林班ア準林班008小班と同民有林70林班イ準林班087小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班128小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班128小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班127小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班127小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班090小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班090小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班151小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班087小班と同民有林70林班イ準林班151小班との境界線を同境界線と70林班イ準林班085小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班085小班と同民有林70林班イ準林班087小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班086小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班085小班と同民有林70林班イ準林班086小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班083イ小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班085小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班084小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班084小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班129小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班129小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班082小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班082小班と同民有林70林班イ準林班083イ小班との境界線を同境界線と同民有林70林班イ準林班130小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班イ準林班083イ小班と同民有林70林班イ準林班130小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班017小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班017小班と同民有林70林班イ準林班130小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班016小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班016小班と同民有林70林班ア準林班017小班との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班016小班と同民有林70林班ア準林班017小班との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班017小班と民有地との境界線を同境界線と同民有林70林班ア準林班007小班的交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林70林班ア準林班012小班と民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで (10 年間)

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域の一部は、令和 3 年 3 月 26 日に国の天然記念物に指定されており、自然散策や野鳥観察等を楽しむ場として市内外から多くの人が訪れ、利用されている。このようなことから鳥獣の良好な生息地、自然とのふれあいの場及び鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区として指定することとしたい。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

(1) 鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)

(2) 大隅地域振興局農林水産部林務水産課 (鹿屋市打馬二丁目 16 番 6 号)

6 縦覧期間

令和 6 年 8 月 6 日から同月 19 日まで (2 週間)

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日まで

の間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第583号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 鳥獣保護区の名称

三連轟鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

曾於市財部町下財部地内における溝ノ口川左岸と溪流橋との交点を起点とし、同点から市道桐原溝ノ口線を曾於市民有林66林班ア準林班005小班と同民有林66林班ア準林班006小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林66林班ア準林班005小班と同民有林66林班ア準林班006小班との境界線を同境界線から溝ノ口川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から溝ノ口川左岸上に設置してある三連轟鳥獣保護区境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から溝ノ口川左岸と民有地との境界線を同境界線と同民有林65林班イ準林班032小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同民有林65林班イ準林班032小班と他の民有地との境界線を同境界線と曾於市管轄里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、三連轟の滝を中心に自然散策や野鳥観察等を楽しむ場として市内外から多くの人々が訪れ、利用されている。このようなことから鳥獣の良好な生息地、自然とのふれあいの場及び鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区として指定することとしたい。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

(1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(2) 大隅地域振興局農林水産部林務水産課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

6 縦覧期間

令和 6 年 8 月 6 日から同月 19 日まで（2 週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ウエルフェア鹿児島中央駅クリニック	鹿児島市武一丁目2番10号JR鹿児島中央ビルAMUWE 3階	令和6年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション鹿児島	鹿児島市宇宿八丁目8番21号	令和6年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さかき脳神経外科	鹿児島市中山町2176番2	令和6年7月1日	精神通院医療
米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	令和6年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
真砂薬局	鹿児島市真砂町76番9号	令和6年7月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局上荒田店	鹿児島市上荒田町26番19号きくぞうビル1階	令和6年7月1日	精神通院医療
そうごう薬局指宿店	指宿市十町2322-1	令和6年7月1日	精神通院医療
ミネサキ調剤薬局志布志店	志布志市志布志町志布志二丁目9番8号	令和6年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ドラゴン薬局	枕崎市緑町123-2	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
国分くすのき薬局	霧島市国分福島一丁目 5 番17 号	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
14.2トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	8.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	4.7トン

鹿児島県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 6 年 6 月 26 日付で笠野原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第591号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農道整備）第七肝付地区の工事は、令和 4 年 3 月 7 日に完了した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第592号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）第七肝付地区の工事は、令和 5 年 10 月 27 日に完了した。

令和 6 年 8 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 8 月 6 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスえがお	出水市上鯖淵621-4 駅東ビル3階301号室	一般社団法人みなも	出水市美原町1775番地	椎屋 伸彦	令和6年7月19日	放課後等デイサービス

公 告

鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

令和6年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 溝ノ口洞穴鳥獣保護区の指定に係る公聴会
 - (1) 日時
令和6年8月28日（水）午後1時30分から
 - (2) 場所
曾於市役所財部支所3階大会議室（曾於市財部町南俣11275番地）
 - (3) 案件
溝ノ口洞穴鳥獣保護区（区域 曾於市の一部、期間 10年間）の指定について
- 2 三連轟鳥獣保護区の指定に係る公聴会
 - (1) 日時
令和6年8月28日（水）午後2時30分から
 - (2) 場所
曾於市役所財部支所3階大会議室（曾於市財部町南俣11275番地）
 - (3) 案件
三連轟鳥獣保護区（区域 曾於市の一部、期間 10年間）の指定について

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年8月6日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P バイオハザードRE29YZ1	株式会社アムテックス	310154
ぱちんこ遊技機	P アナザーゴッドハーデス3SB	株式会社メーシー	410215
ぱちんこ遊技機	P モンスターハンターライズGRP G	株式会社銀座	410328
回胴式遊技機	L Re : ゼロから始める異世界生活 season2PA5	株式会社パオン・ディーピー	430205
回胴式遊技機	L スマスロ頭文字D2nd YR	株式会社ロデオ	430357

正 誤

令和6年6月25日付け鹿児島県公報第526号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
8	下から2行目	肝付町	肝属郡肝付町
9	上から2行目	肝付町	肝属郡肝付町